

独立行政法人労働政策研究・研修機構
について

労働政策研究・研修機構(JILPT)の概要

H22. 04. 01現在

法人の概要

- 目的** 内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。
- 設立年次** 平成15年10月
※日本労働研究機構(特殊法人)及び労働研修所(厚生労働省の施設等機関)を整理・統合して発足。
- 所在地** 法人本部・労働政策研究所:東京都練馬区上石神井
労働大学校:埼玉県朝霞市
- 理事長** 稲上 毅(東京大学名誉教授、前法政大学経営学部教授)
- 役職員数** 123人(役員5人:理事長、理事2、監事2(うち1は非常勤)、職員118人)
※平成21年10月に理事を1人削減の上、厚生労働省OBが就いていた理事1及び非常勤監事1は公募。現在、厚生労働省OBの役員は、公募による1人のみ。
- 予算額** 28億円(平成22年度国からの財政支出)

業務の概要

○労働政策の総合的な調査研究

労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)について、厚生労働省の指示・要請に基づき、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画・立案をサポート。

※労働政策は、労使当事者が参加した労働政策審議会における審議を経て立案。その土台となる調査研究は、公平性・中立性が求められるため、労使が参画した公共機関において実施することが必要。

○労働行政職員研修

第一線の労働行政職員(ハローワーク、労働基準監督署等)を対象に、一般研修・専門研修・管理監督者研修を実施。

※平成21年度は、研修コース数77コース、3219名の受講者を対象に実施。

※労働政策研究を実施している機構が労働大学校を運営することにより、研究と研修を連携・融合し、研究成果の研修への反映や、研修を通じて吸い上げた現場の問題意識の研究への反映が図られ、相乗効果を上げている。

1. JILPTの労働政策研究の特徴

- 政策立案に当たっては、各政策分野における現状把握・分析や将来見通しなど、その土台となる基盤的な情報・知見が不可欠である。このため、各府省とも政策分野ごとに公的な政策研究機関を設置し、体系的・継続的な政策研究を実施させている(別紙1参照)。
- 労働政策に係る政策研究については、次の要件が求められる。
 - ① 労働現場に関する丹念な実態把握とそれをベースとする中長期にわたる持続的かつ体系的な研究
 - ② 労使の利害対立という多様な側面を持つ課題に対する中立性・信頼性の確保
 - ③ 労働分野に係る専門人材の集積、情報・知見の蓄積、公労使等との幅広いネットワークの存在
- また、労使の利害調整を特色とする労働政策については、ILO条約を踏まえ、公労使三者構成の労働政策審議会における審議を経て立案されており、その基礎となる政策研究は、労使の信頼の下、国から一定の独立性を保ちつつ行われることが不可欠。
- このため、独立行政法人として国から一定の中立性を保ったJILPTが、その運営全般について、労使関係者の参画を得て、労働政策研究を実施しているもの(※)。

※ 諸外国においても、労働政策研究を実施する公的機関が存在するのが一般的(別紙2参照)。

2. JILPTが実施する労働政策研究の概要・実績

(1) 概要

- JILPTが実施する政策研究には、
 - ① 中期目標に示された中長期的な労働政策の課題に対応する6つのテーマに基づき、JILPTが自主性をもって実施する「プロジェクト研究」と
 - ② 毎年度ごとの厚労省からの要請に基づき実施する「課題研究」、
がある(具体的な研究テーマについては別紙3参照)(※)。
- このほか、厚労省などからの年度途中での緊急な調査要望に機動的に対応するため、短期で調査・とりまとめを行う「緊急調査」等を実施している。
- これらについては、いずれも、労使との懇談会や厚労省政策担当者との会合などを通じてニーズを把握し、厚労省との合意を経た上で、具体的な研究テーマが決定されており、こうした過程を経ることにより、労働政策の立案に寄与する実践的な研究が行われている。

(2) 実績

上記のような実践的な労働政策研究を実施することにより、労働政策の立案に大きく貢献するとともに(具体例については別紙4参照)、その研究成果は、厚労省のみならず、各府省の審議会・研究会、白書等においても活用されており、その活用件数は540件(平成21年度)に及んでいる。

① 各府省の審議会・研究会での活用例

労働政策審議会、社会保障審議会、法制審議会、中央教育審議会 等

② 白書での活用例

労働経済白書、厚生労働白書、中小企業白書、年次経済財政白書、ものづくり白書、男女共同参画白書、高齢社会白書、少子化社会白書 等

③ 国会などへの研究員の参画例

参議院国民生活・経済に関する調査会、参議院補正予算審査委員会、内閣府マーケット・アイ・ミーティング、内閣官房国家戦略室「新成長戦略の基本方針」に関するヒアリング 等

各府省の政策研究機関

- 政策研究機関は、各府省ごとに施設等機関又は独立行政法人として設けられている。
- 労働政策研究・研修機構は、労働分野における我が国唯一の政策研究機関。

省庁名	政策研究機関名	組織形態
内閣府	経済社会総合研究所	施設等機関(直轄)
総務省	情報通信政策研究所	施設等機関(直轄)
法務省	法務総合研究所	施設等機関(直轄)
財務省	財務総合政策研究所	施設等機関(直轄)
文部科学省	国立教育政策研究所	施設等機関(直轄)
文部科学省	科学技術政策研究所	施設等機関(直轄)
農林水産省	農林水産政策研究所	施設等機関(直轄)
経済産業省	経済産業研究所	独立行政法人
国土交通省	国土交通政策研究所	施設等機関(直轄)
国土交通省	国土技術政策総合研究所	施設等機関(直轄)
環境省	国立環境研究所	独立行政法人
防衛省	防衛研究所	施設等機関(直轄)

諸外国の労働政策研究機関

○ 諸外国においても、労働政策研究を実施する以下のような公的機関が存在するのが一般的。

国名	イギリス	アメリカ	ドイツ	フランス	EU	韓国
組織名	ビジネス・イノベーション・技能省 雇用市場分析研究部門	労働省労働統計局 (BLS)	労働市場・職業研究所 (IAB)	教育・訓練・雇用センター (CEREQ)	欧州生活・労働条件改善財団(EU財団)	韓国労働研究院 (KLI)
事業内容	労働市場、労使関係、雇用における機会均等に関連した政府の政策立案に貢献する研究	政策決定に資する労働市場、労働条件、物価等に関する情報を収集、分析し、広報すること	雇用・職業訓練等の実態調査結果を通じて労働政策に貢献するとともに、調査結果をメディアを通じて広く公開	職業訓練と雇用の関係に関する研究、統計調査による中央・地方の行政機関の政策立案と運営支援、労使(ソーシャルパートナー)が実施する教育訓練及び人事労務管理サポート	生活条件、労働条件、労使関係に関しEU加盟各国間の比較研究、分析	労働政策に係わる調査研究。行政に要請される労働分野の総合的研究。要請に応じ法案も作成

研究テーマ（平成22年度）

別紙3

プロジェクト研究

プロジェクト研究	1	人口減少下における全員参加型社会の在り方についての調査研究	1	高齢者の就労促進に関する研究
			2	派遣労働者のキャリアパスに関する研究
			3	母子家庭の母の就業支援に関する研究
	2	雇用・失業の地域構造の変革要因に関する研究	4	地域の企業・産業集積と雇用創出・雇用喪失に関する研究
			5	地方企業の人材確保と地域間労働移動の研究
	3	多様な働き方への対応、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた就業環境の整備の在り方に関する調査研究	6	就業継続の政策効果に関する研究
			7	企業の雇用管理と両立支援に関する研究
			8	ワークライフバランス実現のための労働時間に関する研究
			9	ワーク・ライフ・バランスと法に関する比較法研究
			10	各国の非正規雇用者の実態と日本との比較研究
			11	非正規雇用者等の動向に関する総合的研究
			12	契約社員の人事管理に関する研究
	4	労働関係が個別化する中での安定した労使関係を構築するための総合的な研究	13	個別労働関係紛争処理事案の内容分析と今後の政策対応に関する研究
			14	職場のいじめ・いやがらせに関する紛争・対策の研究
			15	集団的労使関係のあり方に関する研究
			16	日本企業における雇用ポートフォリオ・システムに関する実態調査
	5	新たな経済社会における能力開発・キャリア形成支援のあり方に関する研究	17	中小企業における人材育成・能力開発
			18	非正規労働者の態様に応じた能力開発施策に関する調査研究
			19	キャリア形成弱者の実態と支援のあり方に関する調査研究
	6	労働市場における需給調整機能・キャリア支援機能の強化に関する研究開発	20	対求人者サービスの強化のための調査・研究・開発
			21	対求職者サービスの充実のための調査・研究・開発
			22	需給調整・キャリア支援サービスの基盤となるツール・システム等の調査・研究・開発

課題研究

課題研究	1	失業構造の理論的・実証的研究
	2	最低賃金制度に関する調査研究
	3	外国人労働者受入れの社会的対応に関する研究
	4	中学・高校等のキャリア教育の効果に関する調査研究

緊急調査

緊急調査	1	未就職卒業者に関する緊急調査
	2	世界同時不況後の産業と人事の活用に関する調査、外国人労働者の働き方に関する調査
	3	高度人材活用実態調査
	4	労働者派遣制度の国際比較
	5	パーソナル・サポート・サービスのあり方に関する研究
	6	メンタルヘルスに関する企業調査

労働政策に寄与したJILPTの研究(一例)

国家的課題となっている若年者雇用問題

【JILPTの政策研究】

平成12、13年～ 「若者の職業への移行の実態と移行支援のあり方に関する調査研究」等

- 新卒一括採用のルートに乗れないフリーター・ニートの問題をJILPTがいち早く提起。
- その背景として、若者の職業意識の変化に加え、学校・家庭・地域の機能低下という構造的問題を解明。

 新たな政策手法等の提言 ・地域等でのワンストップ支援 ・ネットワーク型支援 ・年長フリーター対策

【厚生労働省において、研究成果を踏まえた若年者雇用対策「フリーター25万人常用雇用化プラン」等を推進】

ジョブカフェ(16年度～):フリーターを対象に、情報提供・カウンセリングをワンストップで提供

若者自立塾(17年度～)、地域若者サポートステーション(18年度～)
:地域の若年者支援のネットワークを構築し、ニート等を対象に、生活訓練・労働体験や相談支援を実施

ジョブクラブ(19年度～):年長フリーター等を対象に、経験交流や就業体験の支援を実施

労働政策に寄与したJILPTの研究(一例)

有期契約労働者対策

【JILPTの政策研究】

平成19年～「多様な働き方への対応、仕事と生活の実現に向けた就業環境の整備の在り方に関する調査研究」、平成21年～「契約社員の職域と正社員化の実態に関する研究」等

○有期契約労働者が4つの職務類型に分類できることを明らかにし、職務類型ごとに正社員への転換等の雇用管理上の制度設計を行う必要があることを提起。

○研究に併せて企業ヒアリングによる実態調査、「有期労働契約に関する労働政策」の国際比較の共同研究、労働政策フォーラムの開催を通じての有期労働契約の法制度にかかる欧州諸国の最近の動向について紹介。有期契約労働者対策のための視点を提示。

 有期契約ルールの在り方に関する視点を提言 ・入口規制 ・出口規制 ・処遇の在り方

【厚生労働省において、研究成果を踏まえ、「有期労働契約研究会」を設置(平成21年2月)】

JILPTが国際比較・実態調査(企業ヒアリング)結果を研究会で報告(平成21年7月・12月)
国際比較の共同研究、労働政策フォーラムの成果を研究会で活用(平成22年5月)

JILPTの研究成果が活用された「有期労働契約研究会」の報告書(平成22年9月発表)をベースに、引き続き労働政策審議会等で議論される予定

労働政策に寄与したJILPTの研究(一例)

国家的課題であるワーク・ライフ・バランスの推進

【JILPTの政策研究】

平成15年～「仕事と生活の調和を可能にする社会的システムの構築に関する研究」、平成18年～「仕事と育児の両立支援に関する調査研究」等

○介護休暇制度については、取得期間・取得回数の柔軟化が制度の利用促進に必要不可欠であること、勤務時間短縮の措置拡大が重要であることを提言

○育児休業制度のみでは女性の就業継続の促進効果がなく、父親の家事・育児参加等家庭支援と地域支援が不可欠であることをデータ解析に基づき提示

育児休業等の取得促進のための法改正および施策の推進を提言

・企業と地域社会の連携による就業継続支援

【厚生労働省において、研究成果を踏まえて研究会を設置。審議会を経て、育児休業・介護休業法を改正】

「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」(19年度～): JILPT研究員に対するヒアリングを実施。

労働政策審議会雇用均等分科会で「育児・介護休業制度の見直し」を検討(20年度～)
: JILPT研究員が公益委員として参加、分科会の資料として研究成果を提出

育児休業・介護休業法の改正(21年7月): ①3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の措置の義務化、所定外労働の免除の制度化、②子の看護休暇の拡充、③男性の育児休業取得促進策(パパ・ママ育休プラス等)、④介護休暇の創設等

労働行政職員研修(労働大学校)

1. 事業の概要

(事業の目的・概要)

- 労働大学校は、国及び全国の労働基準監督署（本署321署、支署4署）、ハローワーク（本所437所、出張所95所、分庁舎（分室）13所）等における労働行政の適確な遂行を担保するために、全国の労働行政職員23,084名（平成22年度）を対象に研修を実施。

労働政策研究を実施している機構が労働大学校を運営することにより、研究と研修を連携・融合し、研究成果の研修への反映や、研修を通じて吸い上げた現場の問題意識の研究への反映が図られ、相乗効果を上げている。

なお、各府省においても、行政分野ごとに職員等に対する研修機関を設けている（別紙参照）。

[相乗効果の例]

- ・ 職業相談・紹介技法の研究と研修による普及・改善
- ・ 個別労働関係紛争解決制度におけるあっせん事例の分析とそれを活用した研修

(事業の実施状況)

- 社会経済情勢の変化に応じた制度改正等を踏まえ、それぞれの職責・職務に応じた研修（注）を企画・実施（具体的な研修内容は2.を参照）

	平成20年度	平成21年度
コース数（数）	80	77
受講者数（名）	3476	3219

2. 事業の具体的内容

全国の労働基準監督官（担当職務：労働基準法等の労働者保護法規の履行確保等）、職業指導官（担当職務：求職者の職業指導・職業相談・職業紹介等）等の職責・職務に応じ、一般研修、管理監督者研修、専門研修からなる3体系77コース（平成21年度）の研修を実施。

1. 一般研修 全19コース

① 基礎研修（採用1年目に受講）

厚労省の職員としての自覚と責任、労働行政の遂行に必要な基本的知識及び技術などを付与する。

② 上級研修（採用5年目頃に受講）

役付職員になる前の職員として必要な知識及び技術などを付与する。

2. 管理監督者研修（労働基準監督、ハローワークの署所長・課長級を対象）全13コース

① 課長級研修

管理職として必要な組織マネジメントに関する知識、担当業務に対する高度な知識及び技術などを付与する。

② 署・所長級研修

署・所の最高責任者としての行政を取り巻く社会情勢の認識、行政の運営管理、部下の育成・指導、適正な職員管理を行うための知識及び技術などを付与する。

3. 専門研修（特定の職務・役職に就任後等）全45コース

担当業務を担うための、また質的高度化に対応するための高度な専門的知識及び技術などを付与する（例：労働基準監督官、職業指導官、安全専門官、衛生専門官、障害者雇用担当官、労災補償訟務官、労働紛争調整官など）。

注）研修の平均期間は8.4日であり、新任監督官研修（連続1ヶ月半）、職業指導専門研修（約20日）をはじめとして長期にわたって研修を行うコースも多い。

各府省の研修機関

- 各府省においても、行政分野ごとに職員等に対する研修機関を設けている。

省庁名	研修機関名（主なもの）
人事院	公務員研修所
内閣府	経済社会総合研究所経済研修所、警察大学校
総務省	自治大学校、消防大学校、統計研修所、情報通信政策研究所研修部
法務省	法務総合研究所研修部、矯正研修所、公安調査庁研修所
外務省	外務省研修所
財務省	財務総合研究所研修部、税関研修所、税務大学校
文部科学省	(独)教員研修センター
農林水産省	農林水産研修所、森林技術総合研修所
経済産業省	経済産業研修所、(独)工業所有権情報・研修館
国土交通省	国土交通大学校、航空保安大学校
環境省	環境調査研修所

当面の改革事項

(1) 労働政策研究の改革

○ 労働行政を取り巻く情勢の変化に迅速・的確に対応し、労働行政の適確な企画・立案にこれまで以上に貢献するため、平成22年度から新たに次の2つの取組を実施。

なお、下記1.の実施に際しては、法案作成など緊急の調査ニーズを逃すことのないように、機構所管課において、各部局の調査ニーズの把握を年度ごとから四半期ごとに改めた上で、これを基に政策統括官と機構理事長が意見交換し、緊急調査の実施を決定する仕組みを新たに設ける等、更なる見直しを実施。

1. 緊急の政策課題に的確に対応した調査・分析

部門横断のプロジェクトチームを設置し、厚労省からの緊急の研究要請に対し短期・集中で成果を出す調査・分析の仕組みを創設（取組例：①未就職卒業者についての緊急調査、②リーマンショック後の日系人の就労状況に関する緊急調査）。

2. 労働政策の事後評価に資する調査・研究

主要な労働政策の実施状況や政策効果についての調査研究等を実施し、労働政策のPDCAサイクルに資するための調査研究を新たに実施（取組例：①改正パート法の政策評価のための調査、②非正規労働者の能力開発とジョブカード有効活用のための調査研究）。

(2) 労働行政職員研修の改革

1. 労働大学校での中央研修の合理化

労働大学校で実施している研修のうち、都道府県労働局等において実施可能な研修について、都道府県労働局等に移管する。

2. 貧困・困窮者支援における福祉との連携など新たな雇用対策に対応した職員研修

貧困・困窮者支援や若年者支援の強化といった新たな雇用対策に対応して、求職者の住居・生活支援に関する相談への対応などハローワーク職員の研修を強化。ハローワーク職員の資質を高め、行政サービスの質を向上させる（取組例：①労働に隣接する分野（福祉分野）に関する知識も含めた貧困・困窮者に対する総合相談についての科目を新設、②若年者雇用問題の最新状況・研究成果を教授するとともに、実践的な若年者支援の演習（「若年者就職サポート演習」等）を行う。）